

会長	事務局長	主査	係

大府市農業委員会

第 701 回総会議事録

大府市農業委員会

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、第 701 回大府市農業委員会の議事録を作成する。

令和 6 年 1 月 22 日

大府市農業委員会

会長 久野 一弘

大府市農業委員会総会議事録

・開催日時 令和 6 年 1 月 22 日（月） 午後 3 時～午後 3 時半

・開催場所 大府市役所 5 階 全員協議会室

・出席委員

（農業委員）

会 長	13 番	久野	一弘
副会長	12 番	鈴木	広子
委 員	1 番	久野	恵子
	2 番	深谷	英一
	3 番	鈴置	省悟
	5 番	服部	啓子
	6 番	大威	千里
	7 番	竹内	修造
	8 番	加古	俊治
	9 番	本田	貴士
	10 番	小島	春男
	11 番	成田	正彦

（農地利用最適化推進委員）

14 番	稲葉	きみ子
15 番	大嶋	英二
16 番	神谷	登
17 番	鈴木	千代子
18 番	竹内	敬三
19 番	富田	勇治

・欠席委員

（農業委員） 4 番 浅田 昭茂

（農地利用最適化推進委員） 欠席者なし

会 期	1 日
-----	-----

議 事 日 程（第 701 回）

令和 6 年 1 月 22 日

日 程	議案 番号	件 名	備 考
1		会議書記の指名について	
2	報告 1	農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理について	
3	報告 2	農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の受理について	
4	報告 3	農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について	
5	報告 4	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について	
6	報告 5	使用貸借契約の解約通知について	
7	報告 6	農地改良届出について	
8	議案 1	農地法第 3 条の規定による許可申請について	
9	議案 2	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について	
10	議案 3	令和 5 年 4 月施行以前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について（利用権設定）	
11	議案 4	令和 5 年 4 月施行以前の農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（一括方式）	
12	議案 5	農用地利用集積等促進計画案に関する意見について	

・ 農業委員会事務局職員

事務局長 花井 信武

事務局 下谷 敏信

 花田 佳明

(久野一弘 議長)

ただいまから第 701 回総会を開会いたします。総会の定足数について事務局より報告してください。

(花井信武 事務局長)

総会の定足数につきまして、ご報告します。

農業委員会の在任委員 13 名中 12 名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告します。なお、4 番、浅田昭茂委員から欠席のご連絡をいただいております。

また、農地利用最適化推進委員 6 名全員の出席をいただいております。報告は以上です。

(久野一弘 議長)

日程第 1「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局の下谷敏信氏と花田佳明氏を指名します。

それでは、議事に入ります。

日程第 2、報告第 1 号『農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理について』から、日程第 7、報告第 6 号『農地改良届出について』までを、事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

始めに、報告第 1 号『農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理について』をご説明します。市街化区域内で自ら行う農地転用で、議案書 1 頁の 1 件です。田が 1 筆で、転用面積は 250 m²で、転用目的は店舗の届出がありました。

続いて、報告第 2 号『農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の受理について』をご説明します。市街化区域内で、権利の設定又は移転を伴う農地転用で、議案書 2 頁から 5 頁までの 11 件です。畑が 10 筆、田が 2 筆で、転用面積は合計で 3,957 m²、転用目的は、住宅が 9 件、駐車場、店舗がそれぞれ 1 件の届出がありました。

続いて、報告第 3 号『農地法第 3 条の 3 の規定による通知について』をご説明します。農地を相続により取得した場合に届出をしていただくもので、議案書 6 頁から 9 頁までの 8 件です。畑が 35 筆、田が 17 筆で、合計で 27,959.44 m²の届出がありました。

続いて、報告第 4 号『農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について』をご説明します。農地又は採草放牧地に係る賃貸借契約の合意による解約通知で、議案書 10 頁の 2 件です。田が 1 筆で、1,592 m²の届出がありました。

続いて、報告第 5 号『使用貸借契約の解約通知について』をご説明します。農地又は採草放牧地に係る使用貸借契約の合意による解約通知で、議案書 11 頁から 12 頁までの 6 件です。畑が 5 筆、田が 4 筆で、7,909 m²の届出がありました。

最後に、報告第 6 号『農地改良届出について』をご説明します。農地を嵩上げ又は切土して、農地として利用されるもので、議案書 13 頁の 1 件です。畑が 1 筆で、3,100 m²の届出があり、大府市農業委員会農地改良届出に関する指導要綱及び基準のすべての項目に適合していました。

以上の報告案件については、局長専決処理のうえ、受理通知した旨を報告します。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの報告第 1 号から報告第 6 号までの事務局の説明について、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

これらは報告案件でございますので、ご了解いただきたいと思います。

次に、日程第8、議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請について』の2件を上程します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請について』をご説明します。

農地を農地として権利の設定又は移転を行うもので、議案書14頁の大府市農業委員会の許可案件2件です。畑が6筆で、面積は合計で3,620㎡の申請がありました。

申請事由として、1番の案件は、現在、申請人が手伝いをしている親族の営農している農地に近く、農作業にも都合が良いことから、規模拡大のために取得するものです。次に、2番の案件は、新たに耕作物を増やすために農地を取得し、規模拡大を図るために取得するものです。議案内容の詳細については、協議会でご説明させていただいたとおりで、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしています。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

それでは、次に担当地区委員より意見をいただきたいと思います。

1番の案件について、竹内敬三委員どうぞ。

(竹内敬三 委員)

1番の譲受人は、従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、2番の案件について、深谷英一委員どうぞ。

(深谷英一 委員)

2番の譲受人は、所有農地の耕作状況及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

特にないようですので、議案第1号を採決します。

本申請を許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第1号は、原案のとおり許可することに決定します。

次に、日程第9、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』の5件を上程します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』をご説明します。市街化調整区域内で、権利の設定又は移転を伴う農地転用で、議案書15頁から16頁までの愛知県知事の許可案件の5件です。内訳は、畑が4筆、田が6筆で、転用面積は合計で3,735.11㎡の申請です。

始めに、1番の案件は、駐車場を整備する目的で転用するものです。農地区分は、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満であるものに該当しますので、第2種農地と判断することができます。

次に、2番の案件は、店舗を建築する目的で転用するものです。農地区分は、1番の案件と同様の区域にある農地に該当しますので、第2種農地と判断することができます。

次に、3番の案件は、住宅を建築する目的で転用するものです。農地区分は、水道管と下水道管の2種類が埋設されている幅員4m以上の道の沿道区域で、おおむね500m以内に吉田小学校と吉田児童老人福祉センターの2つの公共施設がある区域にある農地に該当しますので、第3種農地と判断することができます。

次に、4番の案件は、住宅を建築する目的で転用するものです。農地区分は、1番の案件と同様の区域にある農地に該当しますので、第2種農地と判断することができます。

最後に、5番の案件は、駐車場を整備する目的で転用するものです。農地区分は、1番の案件と同様の区域にある農地に該当しますので、第2種農地と判断することができます。

以上の案件につきましては、申請書類の審査、現地確認を踏まえ、許可見込みありと判断することができます。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

それでは、次に担当地区の委員より意見をいただきたいと思います。

1番の案件について、加古俊治委員どうぞ。

(加古俊治 委員)

1番の申請地は、土地造成は無く整地のみです。雨水は、道路側溝へ排水するため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などございますか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、2番の案件について、小島春男委員どうぞ。

(小島春男 委員)

2番の申請地は、切土と盛土の土地造成をしますが、周辺にコンクリートブロックを設置します。雨水は、宅内最終枿を經由し、西側市道の側溝へ排水するため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに意見などございますか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、3番から5番までの案件について、深谷英一委員どうぞ。

(深谷英一 委員)

まず、3番の申請地は、土地造成は無く整地のみです。雨水は、敷地内の雨水枿を經由して、道路側溝へ排水するため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

次に、4番の申請地は、土地造成は無く周辺にコンクリートブロックを設置します。雨水は、敷地内で集水後、北側の道路側溝へ排水するため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

最後に、5番の申請地は、土地造成は無く整地のみです。雨水は、敷地内で集水後、西側の道路側溝へ排水するため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございますか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第2号を採決します。

本申請を愛知県知事に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は『なし』とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第2号は、委員会の「意見なし」で愛知県知事に送付することに決定します。

次に、日程第10、議案第3号『令和5年4月施行以前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について（利用権設定）』の6件を上程します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第3号『令和5年4月施行以前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について（利用権設定）』をご説明します。農業経営基盤の強化を図ることを主旨として、「農用地利用集積計画」が提出されています。議案書17頁から18頁までの6件です。畑が7筆、田が3筆で、面積は合計で10,317㎡の申請です。借り手は、市内の方が1名、市外の方が3名で、令和5年4月施行以前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしています。契約期間、賃借料については、議案書に記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第3号について採決します。

原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第3号は、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第11、議案第4号『令和5年4月施行以前の農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（一括方式）』の7件を上程します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第4号『令和5年4月施行以前の農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（一括方式）』をご説明します。農業経営基盤の強化を図ることを主旨として、「農用地利用集積計画」が提出されています。公益財団法人愛知県農業振興基金が中間保有して、利用権を設定するもので、議案書19頁から20頁までの7件です。田が8筆、畑が3筆で、面積は合計で13,094㎡の申請です。借り手は、市内の方と市外の方がそれぞれ2名で、いずれの借り手も、令和5年4月施行以前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしています。契約期間、賃借料については、議案書に記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第4号について採決します。

原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第4号は、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第12、議案第5号『農用地利用集積等促進計画案に関する意見について』の1件を上程します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第5号『農用地利用集積等促進計画案に関する意見について』をご説明します。既に、公益財団法人愛知県農業振興基金が中間保有し、利用権を設定した案件で、借り手を変更する「農用地利用集積等促進計画」を作成するため、農業委員会に意見が求められています。議案書21頁の1件で、田が4筆で、2,847㎡の申請です。新たに権利の移転を受ける者は、市外の方で、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の要件を満たしております。契約期間、賃借料については、議案書に記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第5号を採決します。

原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第5号は、原案のとおり決定いたします。

これで、全案件の審議が終了しました、

以上を持ちまして、第701回総会を閉会します。